

電気自動車を活用したカーボンニュートラルなまちづくりに関する連携協定

宇陀市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、奈良日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、相互に連携し、電気自動車を活用したカーボンニュートラルなまちづくりに取り組むことを目的とし、以下の通り連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、互いに持つ資源やノウハウ等を活用し、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 電気自動車の普及に関する事項
- (2) 再生可能エネルギーの普及に関する事項
- (3) 災害時の支援に関する事項
- (4) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認める事項

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める連携内容や役割分担等の具体的詳細について、別途協議又は覚書を締結することにより取り決めるものとする。

3 甲、乙及び丙は、本条に定める連携事項によって得られた結果を発信する場合、事前に他の当事者の承諾を得るものとする。

4 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自ら誠実に遂行するものとする。ただし、本条の定めは、甲、乙及び丙に対して法的義務を課すものではなく、相手方から提供を受けた情報等に不備等があった場合でも、互いに損害の賠償を求めることはできないものとする。

（法的義務等）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙及び丙は、前項の情報のうち個人情報にあたる情報が存在する場合は、関係法令を遵守し、特に適切に取扱わなければならない。

（定期協議）

第3条 本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

（本協定書の変更及び解除）

第4条 甲、乙及び丙は、書面により合意することで本協定書の内容を変更することができる。

2 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙が協議の上、解除予定日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲、乙又は丙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるることはできないものとする。

(協定期間及び更新)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月31日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
宇陀市長

金剛一智

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事

佐藤 収

丙 奈良県大和郡山市小泉町725-1
奈良日産自動車株式会社
代表取締役社長

田代雄亮